議 事 録

会議の名称	平成28年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年9月26日(月)午後2時から 午後3時25分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
	1 第44号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
	2 第45号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について (通年)
	3 第46号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について (期間)
議題	4 第47号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
一 哦 吃	5 第48号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
	6 報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出について
	7 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出につい
	7
	8 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出につい
	て
配付資料	1 平成28年第9回本庄市農業委員会総会議案
	2 平成28年第9回総会 その他連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただ
	きます。
	最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。
井上会長代理	皆さん、ご苦労様です。平成28年第9回本庄市農業委員会総会を開催
	いたします。よろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。
	続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いします。
田端会長	皆さん、こんにちは。大変雨が長く続いた中で、やっと昨日、今日と晴

れまして、すっきりした思いがいたします。聞くところによりますと、キャベツ、ブロッコリーを植えられないとのことです。私の経験では、児玉地区では9月15日までに植えればなんとかなりますが、これだけ遅くなってしまうとキャベツが巻かなかったり、ブロッコリーも花が出なかったりして、駄目になるのが多いという気がします。それでも植えられる人は植えて良いのですが、心配している農業委員の方も多いかと思います。やっと天気になったということで、気分を取り直していただきたいところです。さて、米を作っている人は稲刈りも始まり、野菜を栽培している人は大変だと思いますが、頑張っていければと思っています。

本日は、いろいろな会議も詰まっております。忙しい中ではありますけれども、どうぞ実のある会議になりますようお願いいたしまして、極めて 簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律 第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、 開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員 36名中全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますこと をご報告いたします。

これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長は会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長

着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議 書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございません か。

(異議なし、の声)

本日は、8番長沼委員と9番松本委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

第44号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

第44号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。 第44号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上 げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙 申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案 内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議

	決を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は、4
	件でしたが、整理番号2の許可申請が取り下げになりましたので、3件と
	なります。その内訳は、売買による所有権移転1件、賃貸借による賃借権
	設定2件、そのうち地上権設定1件でございます。
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農
	地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部
	効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。
	次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面
	積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地
	域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となってお
	りまして、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可で
	きないこととなっております。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につ
	いて、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請人
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑1筆、面積は、
	記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお
	りです。地区担当は、堀口委員でございます。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しました
	ところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと
	思われます。以上でございます。
議長	整理番号1につきまして、堀口委員より報告をお願いいたします。
堀口委員	25番堀口隼雄です。渡人は、奥さんと2人で農業をやっているのです
	けれども、5、6年前に奥様がお亡くなりになり、今1人で耕作しており
	ます。年齢は71ですが、体力的に無理だということです。受人に相談し
	たところ、売買が成立したようです。受人は、行政書士もやっております
	が、農業においても、トラクターやトラックを持ち、非常に真面目に耕作
	をしております。周辺に、悪影響を及ぼすことはありませんので、大丈夫
	だと思います。
議長	整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可す
	ることにご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

それでは、ご異議ございませんので許可といたします。

次に、整理番号3の審議ですけれども、関連がありますので、整理番号4も合わせて審議したいと思います。整理番号3及び4を一括して事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号3及び4を一括して説明いたします。2ページをご覧ください。まず、概略説明をいたします。この3条許可申請の2件と後ほど第48号議案において説明いたします5条許可申請の1件が1セットの許可申請の案件となっています。これらの許可申請は、整理番号3及び4の渡人所有の児玉町秋山地内の面積、記載のとおりの畑1筆において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながら、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。担当委員は、2件とも福田委員でございます。

まず、整理番号3について、説明します。こちらは、パネルの下部で営農される権利の設定でして、受人の住所氏名は記載のとおりです。賃貸借による賃借権の設定です。経営状況は、記載のとおりです。

次に、整理番号4については、パネルを設置するための賃貸借による地 上権の賃借権設定でございます。受人の住所氏名は記載のとおりです。

営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取り扱いについては、農林水産省経営局農地政策課長通知によりまして、5条許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされ、5条許可と同日付で3条許可を行うこととされております。

整理番号3の受人所有農地の調査については、受人住所の農業委員会に 調査依頼し、経営状況欄記載の面積すべてにおいて耕作しているとの回答 がございました。そのほか書類審査を事務局において実施しましたとこ ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思わ れます。

次に、整理番号4については、地上権の賃借権設定ですので、農地法第3条第2項但書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要はなく、権利が設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。この周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかの判断については、5条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りることとなって

	かります こしきょ ヘルナル 一 事転営大き 事效日に かい マウザルナル・
	おります。これらを含めまして、書類審査を事務局において実施しました
	ところ、許可すべきものと思われます。
議長	本庄市においては、営農型太陽光発電は初めてだと思います。いろいろ
	まごつくかもしれませんが、様々な質疑をしていただければと思います。
	整理番号3及び4について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	32番福田光男です。報告申し上げます。この案件につきましては、太
	陽光発電施設設置に関する案件でございまして、現地確認しましたら現地
	は荒地になっております。隣地につきましては、耕作してきれいになって
	おりました。営農型太陽光発電設備ということで、私は勉強不足で良く分
	かりませんので、議長、申し訳ないのですけれども、事務局より詳細な説
	明をお願いできればありがたいです。
議長	はい結構です。では、事務局より詳細説明お願いします。
局長補佐	5条許可申請議案で同じ説明をすることになりますが、ここで簡単に支
	柱を建てて営農をする場合の太陽光発電の農地転用の許可についてご説
	明いたします。これは一時転用となります。支柱を建てた支柱の部分が一
	時転用となります。支柱の部分が一時転用で3年間に区切って許可、不許
	可の判断をします。許可になった場合でも下の営農が続けてされていない
	場合については、更新の許可はできないことになりますので、かなり慎重
	な判断が必要になるかと思います。営農計画書や販売計画書が提出されて
	おります。ちなみにハーブを営農するということで、申請は出ております。
	仮に許可になった場合でも、3年毎に必ずチェックが入りまして、一時転
	用の許可を更新するということになります。一時転用は、皆さんご存知の
	とおり3年以内ということになっておりますので、最長3年ということ
	で、国と県で3年までは一時転用で許可して、要件を満たしていればよろ
	しいということです。但し、毎年の営農計画書や販売計画書について、県、
	国の指導に従っていない場合については、再度の更新は認めないというこ
	とになります。簡単ですけれども説明いたしました。
議長	ただいま事務局より詳細説明がありましたが、まず、3年間の一時転用
	が農業委員会に申請され、また3年経つと再度農業委員会に申請が出てき
	ます。そのときに事務局の説明のとおり、下の営農が順調に売り上げてい
	ないとだめということです。下で百姓ができていなければ、3年経ったら
	一時転用で申請するときに撤去しなさいと命令が出ます。実は今、美里町
	はそういう時期に入って、そのようなことが出ているのですけれども、本
	庄市は今回初めて許可するかどうかを決めるのです。まず営農型は説明し
	たとおり柱の下だけ一時転用をするので、結局固定資産税も安いというこ

	とになります。農地であり、転用するのはその柱の下の分だけであるから
	です。その代わり3年間の一時転用です。ただその3年間に着実に営農計
	画を立てた以上に販売が伸びていなければ駄目だというになってしまい、
	 それは農業委員会が判断します。営農型太陽光発電を行う場合は、国の判
	 断、東京電力はもちろんですが、全部そのような決まりができております。
	 書類を後でご覧になりたい方は、事務局にあると思いますので、ご覧くだ
	さい。
武政委員	19番武政恒雄です。現況は、きれいになっているのでしょうか。
議長	福田委員の説明のとおり、荒れております。
武政委員	荒れているところで農業をしてもきれいにできないのではないですか。
	3年経ったらもっと荒れてしまうのではないですか。
議長	下を全部整地してきれいにして、ハーブを栽培した上に営農型太陽光発
	電施設を設置するということなのです。
武政委員	とりあえず3年はOKで、3年後は、その時に考えるということですね。
塩原委員	15番塩原英彦です。賃借権の設定期間というのも3年になっているの
	ですか。
中村主査	受人と渡人との契約期間は、21年間での契約です。
亀田委員	20番亀田伸一郎です。固定資産税が安く済むという話なのですが、全
	部整理をした時と柱だけの転用と固定資産税がどの位違うものなのです
	カゝ。
議長	そこまでは答えられませんが、転用面積はどうでしたか。
事務局長	議案書の89ページをご覧いただきたいと思います。柱が460本、転
	用面積は1.0865㎡です。
間正委員	35番間正始です。89ページを見ると柱の総面積は1m真四角位しか
	ないわけですよね。そのようなことで、1,348㎡の所に太陽光発電を
	するのに柱はその位で間に合いますか。
議長	パイプの所だけなので間に合うということです。
事務局長	460本柱が建ちます。
間正委員	営農型で460本柱が建つ訳です。トラクターも何も入りませんよね。
議長	でも、おそらく機械が入るようになると思います。美里で榊を作ってい
	るのもそうです。そうでないと許可になりませんし、埼玉県でも一番身近
	なのが、小麦栽培の上に営農型太陽光発電というのもあります。それは、
	設置するときに自然に太陽に向くように動くもので、少し高いものを設置
	しています。
武政委員	本庄市も初めてやるのだから、許可すれば良いのではないでしょうか。

議長	3条で皆さんの意見をお聞きして、5条で許可なら良いのですけれど
	も、5条で不許可なら、この3条も一緒に不許可になります。そのような
	制度設計になっておりますから、この3条について、皆さんでいろいろな
	意見を出していただき、結論を出したいと思います。
塩原委員	15番塩原英彦です。3年後に営農の契約と違っていれば、不許可にな
	るわけですよね。
議長	そうですね。
塩原委員	最初に始める時は書類審査で通り、営農型太陽光発電を始めて3年後ま
	では書類を見てやっているのですけれども、どのような状態になったら駄
	目なのか、結構難しい判断だと思うのですが、どういう判断なのですか。
議長	今申請が出ているのが、ハーブで1年目、2年目、3年目と販売する量
	を記載した計画書が提出されております。その計画書どおりならば、良い
	ということです。
塩原委員	その単位が半分ならば駄目なのか、そういう難しい判断が出てくると思
	うのです。
議長	判断基準は、出来ています。事務局説明をお願いします。
局長補佐	事務局の中西です。一時転用で販売する場合、地域の平均的な反収の8
	割程度が判断基準です。2割程度の減少までは、認めましょうということ
	です。それよりも減少している場合は、更新させませんというのが目安と
	してあります。どの作物もそうです。目安として8割取れれば良しとする
	という指針が出ております。以上です。販売するのは、別の会社なのです
	が、会社の収益見込みが生で換算すると500kgであり、乾燥で見ると
	100kgという計画が出ておりますので、乾燥で80kgまで出来てい
	ればと良しとするのではないかということでございます。以上です。
議長	許可した場合にはそういうものを県に出す場合、サンプルをモニターで
	作るのです。県も知らないといけない訳で、3年後が楽しみです。他にあ
	りますか。
間正委員	35番間正始です。先ほど事務局から3条の許可相当に値するという説
	明があったと思うのですが、もう一度そこのところを詳しく説明してもら
	えますか。
事務局長	整理番号3のところですか。
議長	整理番号3と4で、これは3条の許可条件には、相当すると言っていた
	だいております。
事務局長	整理番号3については、受人が遊休農地をもっていないかという調査に
	ついて、受人住所の農業委員会に調査依頼をし、経営状況欄記載の農地面

積全てにおいて、耕作をしていることと、その他は書類審査を事務局で実施いたしました。その結果として農地法3条第2項の許可判断要件全てを満たしていると思われます。整理番号4は、地上権の賃借権設定ですので、農地法3条第2項の但書きの規定によって許可判断をすることになっています。但書きには、農地法3条第2項の許可判断要件を備えなくても結構ですということが国から通知されておりまして、権利が設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されることになっております。従いまして賃借人等の同意が得られていないと許可申請が出せませんので、OKですという結論です。

間正委員

はい、分かりました。

議長

それでは、皆さんに諮りいたしますが、事務局説明のとおり、整理番号 3 及び4 の許可については、営農型太陽光発電設備の農地転用許可と同時に行うこととなっておりますので、第48号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、整理番号6 の許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限って、同日付で許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可といたします。しかしながら、5条許可申請が不許可となった場合は、この3条許可申請2件とも、5条不許可日と同日付で不許可といたします。

次に、第45号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説 明願います。

事務局長

第45号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第45号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、4ページから11ページをご覧ください。今回の申請件数は、55件です。田35筆、畑52筆の面積合計133,531 mの利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、

農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、3番宮部委員、5番浅見委員、8番長沼委員及び19番武政委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。

(宮部委員、浅見委員、長沼委員及び武政委員 退席)

第45号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいた します。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。第45号議案について原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第45号議案については原案のとおり決定いたしました。

事務局に申し上げます。宮部委員、浅見委員、長沼委員及び武政委員の復席をお願いします。

(宮部委員、浅見委員、長沼委員及び武政委員 復席)

次に、第46号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(期間)を上程いたします。事務局より説 明願います。

事務局長

第46号議案を説明いたしますので、12ページをご覧ください。第46号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議

案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、13ページから 84ページをご覧ください。今回の申請件数は、417件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田 536筆、畑 324筆の面積合計 1,468,499.89㎡でございます。

本議案の決定の要件としましては、第45号議案と同様でございまして、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、4番杉田委員、5番浅見委員及び37番荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。

(杉田委員、浅見委員及び荻野委員 退席)

第46号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいた します。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。第46号議案について、原案のとおり決 定することにご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第46号議案については原案のとおり決定いたしました。

事務局に申し上げます。杉田委員、浅見委員及び萩野委員の復席をお願いします。

(杉田委員、浅見委員及び荻野委員 復席)

次に、第47号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程 いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

第47号議案を説明いたしますので、85ページをご覧ください。第47号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ

ます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

申請内容については、86ページをご覧ください。申請件数は、1件でございます。整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。転用目的は、農業用物置用地です。申請事由は、農業用物置設置工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。

申請地は、87ページをご覧ください。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。

議長

整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。

武政委員

19番武政恒雄、報告させていただきます。申請人は、大変ご高齢で夫婦共90歳で、誠におめでたいことでございます。この許可申請は、現況が出来上がっているものです。平成2年の時に作って、面積が200㎡以内の建物については、申請するだけで良いということで申請したらしいのです。先月、申請人が高齢のため息子に全部土地を贈与したのですが、今回の申請地だけ残ってしまい、これだけ別に建物を転用して、その後、息子の名義に移すということです。今回、このような形で皆さんによろしくお願いしたいと受け賜って参りましたので、よろしくお願いします。

議長

整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、第48号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程 いたします。事務局より説明願います。

事務局長	第48号議案を説明いたしますので、88ページをご覧ください。第
	48号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ
	ます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉
	県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提
	案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定に
	より、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、
	会長。
	申請内容については、89ページをご覧ください。申請件数は、整理番
	号1から6の6件でございます。以上です。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につ
	いて、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたします。89ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積
	は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽
	光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、荻野委員
	でございます。
	申請地は、90ページをご覧ください。5-1については、農用地区域
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満で
	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請
	人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1について、荻野委員の報告をお願いいたします。
荻野委員	37番荻野浩です。報告します。90ページの地図を見てください。申
	請地周辺は、昔、養蚕の飼育場がありまして、その頃は桑園になっており
	ました。申請地の周辺には、1町5反位の太陽光発電施設が既に設置され、
	その奥に当たる申請地が残っている状況です。申請地だけ残しておくの
	は、もったいないという判断をしました。皆様のご意見をよろしくお願い
	します。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可
	相当とすることに、ご異議ございませんか。

	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたします。89ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、田1筆、
	面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、駐
	車場用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、杉田委員
	でございます。
	申請地は、91ページをご覧ください。5-2については、第1種住居
	地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の
	転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許
	可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと
	思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、杉田委員より報告をお願いいたします。
杉田委員	4番杉田康隆です。5-2の地図をご覧ください。○○○○線に面して
	いる場所であり、○○○○へ行く道の○○○○です。以前は、○○○○
	があったのですが、今は閉店しております。申請地は、受人が借りて、駐
	車場にするらしいです。周りに影響はないと思います。皆さんのご審議の
	ほどよろしくお願いします。
議長	整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相
	当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたします。89ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は、
	記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、グラウン
	ド用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、侭田委員でござい
	ます。
	申請地は、92ページをご覧ください。5-3については、農用地区域

	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で
	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請
	人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号3について、侭田委員の報告をお願いいたします。
侭田委員	7番侭田裕です。整理番号3を報告しますので、5-3の地図をご覧く
	ださい。申請地の南側は、住宅が何件かございますが、それ以外は○○○
	○用地になっております。受人は、法人ですので問題ないと思いますが、
	皆さまの審議よろしくお願いします。
議長	整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相
	当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号4を説明いたします。89ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積
	は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己
	用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員で
	ございます。
	申請地は、93ページをご覧ください。5-4については、準工業地域
	に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用
	は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相
	当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思わ
	れます。以上でございます。
議長	整理番号4について、武政委員より調査報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。報告させていただきます。5-4の地図を見てい
	ただければ分かると思うのですが、周りはほとんど住宅地でございます。
	住宅地として適した場所だと思います。皆さまのご審議よろしくお願いし
	ます。

議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相
	当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号5を説明いたします。89ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積
	は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車
	場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、林委員でございま
	す。
	申請地は、94ページをご覧ください。5-5については、農用地区域
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満で
	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請
	人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、林委員より調査報告をお願いいたします。
林委員	18番林秀信です。5-5の地図をご覧ください。申請地の西側の2つ
	隣の建物が○○○○○○○に隣接する場所です。申請地は、現在少し草
	が生えており、その南側は太陽光発電施設があり、東側は葱畑です。駐車
	場にするのには問題ないと思われます。審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相
	当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

整理番号6を説明いたします。89ページをご覧ください。こちらが、第44号議案の整理番号3及び4と1セットの許可申請でございまして、申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。営農型一時転用でして、転用期間は3年で、支柱460本分の総面積によるものです。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。

申請地は、95ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないよう一時転用許可を行う場合には、処理基準及び運用通知の定めによるほか、次の6点を確認することにより、一時転用が許可されることとなっております。

1として、転用期間が3年以内で、下部の農地における営農の適切な継 続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とする こと。2として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、面積が必要最 小限であること。3として、下部農地の適切な営農が確実で、パネルの角 度等が適切な設計となっていること。また、最低地上高がおおむね 2m確 保され、農作物の栽培において農業者が立って農作業が行えることや農業 機械の利用が可能となること。4として、当該農地の周りの農地の効率的 な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認めら れること。5として、支柱を含めて太陽光発電設備を撤去するのに必要な 資力及び信用があること。6として、電気事業者と転用事業者が電力系統 の連係に係る契約を締結する見込みがあること、となっております。これ らの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件のうち、パネル下部最 低地上高のおおむね2mが確保されず、許可申請書の添付書類において、 0.5~0.8mの設計になっていることから、申請人へ許可申請書添付 書類の補正を求めましたが、応じていただけなかった状況でございます。 そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査 しましたが、パネルの最低地上高の確保についてのみ、抵触するものと判 断いたしました。以上でございます。

議長

整理番号6について、福田委員より調査報告をお願いいたします。

福田委員	32番福田光男です。報告いたします。5-6の地図をご覧いただきた
	いと思います。先ほど3条の申請で許可ということでありましたが、場所
	については、小学校の南側にあり、3条の申請の時にも申し上げましたが
	荒地になっております。周辺には迷惑をかけないということであります
	が、事務局よりパネルのことで不備があると説明がありました。今後の対
	が、事務向よりパネルのことでで備があると説明がありよした。 写像の別
議長	事務局の説明のとおり、下へ農作業の機械が入るように2m以上上げて
	設置するという基準を守れていないため、是正するよう求めましたが、ま
	だ是正する設計図等が提出されていないということなので、普通ならば許
	可にはできない案件なのです。そういうことですので、皆さんからご質疑
	があると思いますけれどもお願いします。許可条件を満たしていないとい
	うことです。
亀田委員 	20番亀田伸一郎です。ここの1.0865㎡に対して柱を460本建
	てるということは、1 本の柱が 4 c m 5 mm角位の柱が 4 6 0 本建つのだ
	と思うのですが、実際柱を直に地中に埋め込むのではなく、その下には必
	ず受用のコンクリートの基礎杭が、入っているのだと思います。私は、他
	のところで見ています。 コンクリートの基礎杭が入っていて、その上に柱
	を建ててパネルを設置していくのだと思います。実際の転用面積は1 m²で
	はなくて、少なくてもこの10倍位の転用面積はあると思います。それが
	1つ目で、それと事務局長さんが説明されたように一般的に許可の条件と
	しては農作業ができるように地上高が2m以上の空間を確保し、農機具が
	入らなければいけないという明確な基準が定められているのにもかかわ
	らず、それを満たしていない。是正を求めてもそれに応じないということ
	は、許可は相応しくないということではないかと思います。以上です。
議長	最初の質問にお答えします。パイプの台はないのです。スクリュー型の
	パイプで埋め込み式になっているものです。それも基準があり、営農型は
	簡易なものとなっております。撤去費用も用意してあることも条件に1つ
	あるのと、柱は簡単に撤去できるものというのが条件です。それなので、
	下にコンクリートの基礎は、ありません。次の質問の地上高が2m以上確
	保することについては、是正しているにもかかわらず、返事がないという
	ことで普通であれば許可基準を満たさないと思います。他に皆さん何かご
	ざいますか。
髙橋委員	21番髙橋清一郎です。今の説明にあったように条件に合っていないも
	のは許可できないのであり、今後、条件が整えば、改めて申請してもらえ
	ば良いと思います。

議長	はい、ありがとうございます。
	(賛成、の声)
	皆さんにお諮りしてよろしいですか。
	(はい、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相
	当とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手0人)
	賛成0人ですので、不許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	続きまして、報告に入ります。
	まず、報告第28号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第28号を説明いたしますので、96ページをご覧ください。報告
	第28号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3
	の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条
	の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。
	届出内容については、議案書97ページ、98ページをご覧ください。
	専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞な
	く農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でござい
	ます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第29号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第29号を説明いたしますので、99ページをご覧ください。報告
	第29号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第
	4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事
	務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。
	本日提出、会長。
	届出内容については、100ページをご覧ください。専決処分件数は、
	2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あら
	かじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという
	規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第30号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第30号を説明いたしますので、101ページをご覧ください。報
	告第30号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法
	第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会
	事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございま

す。本日提出、会長。								
届出内容については、102ページ、103ページをご覧ください。専								
決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにし								
て、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出るこ								
とで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以								
上でございます。								
報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。								
以上で、報告を終了いたします。								
皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。								
この際、暫時休憩いたします。								
(15:05)								
休憩								
(15:20)								
休憩前に引き続き、総会を再開いたします。								
委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していた								
だければと思います。								
女性農業委員の活動報告です。9月24日(土)に児玉小学校において、								
つみっこ教室を実施して参りました。今までのつみっこ教室は、学校の授								
業の枠内で行なってきましたが、今回は、PTA主催の家庭教育学級の一								
環で実施しました。PTAの保護者の方、子供達及び私達で一緒につみっ								
こを作って和気藹々の中でお話をしながら、楽しい一時を過ごしてきまし								
た。私達にとっても、良い勉強になりましたし、有意義な時間を過ごすこ								
とができました。以上です。								
ほかに委員の皆さまから、何かございいますか。								
(なし、の声)								
ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありが								
とうございました。								
ありがとうございました。事務局からその他の連絡事項を報告させてい								
ただきます。4点報告をさせていただきます。								
まず、1点目です。来月の総会予定ですけれども、10月25日(火)								
午後2時から本庄市役所大会議室で開催を予定しております。								
次に、2点目です。公務災害補償制度の継続加入についてでございます。								
この制度は、全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者と								
 する団体契約の普通傷害保険です。公務従事中に急激かつ偶然な外来の事								
故によって、死亡または入院、通院、手術等に保険金を支払います。加入								

資格者は、農業委員及び農地利用最適化推進委員等となっていまして、保険期間は、10月1日から1年間です。保険料は、1人1,000円で、農業委員慶弔費から支出をいたします。補償内容は、記載のとおりです。次に、3点目です。総検校塙保己一先生遺徳顕彰会の会費納入についてでございます。遺徳顕彰会の設立目的は、総検校塙保己一先生の遺徳及びその事績を顕彰するとともに、塙先生の精神を普及し、もってすべての人が住みよい地域づくりと文化の向上発展を目指すものです。会費は、1人1,000円となりまして、農業委員慶弔費から支出をします。

次に、4点目です。その他として、田端会長のスケジュールを記載させていただきました。

その他連絡事項は、以上でございます。

最後に、閉会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。

清水会長代理

本日はどうもご苦労様でした。総会が終わったのですがこの後、会議が2つ位予定されているようですので、関わりのある方は、出席をよろしくお願いします。それでは早く終わって帰って仕事もある人もいるでしょうから、これで閉会といたします。

双出 0 0 年榮 0 同末戊去曲光禾旦入巛入川 5 唐老女然								
平成28年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿								
	開催日 平成28年9月26日(月)							
	開催場所	本庄市役所 大会議室						
	開会時刻	午後2時						
	閉会時刻	午後3時25分						
	会 長	田端 講一						
	会長代理	清水	茂則	井	上 孝			
議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人	議席 番号	農業委員氏名	出欠	議事録 署名人	
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席		
2	飯島 和憲	出席		21	髙橋 清一朗	出席		
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席		
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席		
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席		
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席		
7	侭田 裕	出席		26	池田 稔	出席		
8	長沼 茂夫	出席	0	27	田端 講一	出席		
9	松本 健治	出席	0	28	金井 一吉	出席		
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席		
11	奥原 定雄	出席		30	欠	番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席		
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席		
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席		
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席		
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席		
17	坂本 靜枝	出席		36	関根 延一	出席		
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席		
19	武政 恒雄	出席						
説明員								
事務局長 飯塚 正英 局長補佐兼農地係長 中西 稔彦 主査 中村 真敏								
書記								
主査中村真敏								